

岩手県監査委員告示第38号

行政監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第13号）により公表した行政監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年5月9日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見  
岩手県監査委員 高 橋 昌 造  
岩手県監査委員 吉 田 政 司  
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 監査テーマ

「高額物品の使用状況について」

2 監査委員告示

平成26年3月4日付け岩手県監査委員告示第13号

3 岩手県知事からの措置結果通知の受理日

平成26年4月4日

4 措置結果の内容

(1) 改善を要する事項について

物品の管理について

重要物品管理表への登録が行われていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい（大船渡病院1件）。

(2) 措置を講じた事項

物品の管理について

監査調書には、多機能ベッド（医療器械：資産番号2253、帳簿原価11,100千円）について、重要物品管理表への登録の有無を「無」として報告していたが、資産取得時より当該物品は固定資産台帳（物品管理表）への登録がなされているものであり、その原因は、監査調書への入力誤り及び確認不足によるものであった。

今後は、監査調書の作成について、複数人で確認を行うなど適正な事務に努めることとする。